

相続の準備は 遺言書の作成から 始まります！



遺言書のメリット

被相続人(本人)の遺志を
将来に反映できます



相続人以外の方にも
財産を贈れます



配偶者やお子様の
手続き負担を軽くします



目的に応じて所縁の団体に
寄付することも可能です



遺された家族間での
トラブルを回避できます



ご案内

高島屋フィナンシャル・パートナーズ(株)は業務取次店として、
高島屋グループの関連会社である「ほがらか信託(株)」とともに、
お客様のご相続に係るお悩みやご心配を解決します。

費用のお支払いは指定の金融機関の口座へ現金での振込となります。
まずは、当社の専門の相談員までお気軽にご相談ください。

ご相談のご予約は
こちらから



 **FINANCIAL PARTNERS**

(ほがらか信託(株) 業務取次店)

遺言信託の「お手続の流れ」と「費用」

遺言信託業務の流れ

1 遺言書の作成補助

1. 遺言に関する事前相談

遺言を検討するにあたり、事前相談をお受けします。

2. 公正証書遺言の作成補助

- 遺言書を作成するにあたり、アドバイスや補助を行います。
- 公正証書遺言にするため、公証役場で証人として立ち会います。



料金等 49.5万円～ (基本報酬38.5万円+簡易診断11万円)

【その他費用】

- 公証人への公正証書作成手数料
- 戸籍謄本等収集費用

【オプション(別途追加料金)】

- ポートフォリオ診断、税理士面談、弁護士面談
- 事業承継や次世代への承継をご提案する二次相続以降のタックスプランニング等

2 遺言書の保管

遺言書の保管

- 遺言書の正本を相続開始まで「無料」でお預かりします。
- 遺言書の書換は変更手数料3.3万円がかかります。



料金等 基本手数料：無料

3 遺言の執行

1. 通知人からの相続開始の連絡

遺言に基づき、ほがらか信託(株)が遺言執行者に就任します。

2. 遺言書の開示

相続開始後、法定相続人等へ遺言書を開示します。

3. 遺産の調査・財産目録作成・交付

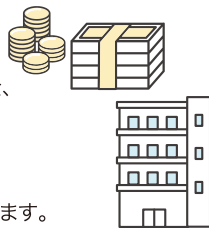
遺言書に記載された相続財産(現金預金・有価証券・不動産等)を調査し、財産目録を作成します。

4. 遺言の執行・実現等

遺言執行者の権限において、財産の換金、名義変更等遺産分割手続きを行います。

5. 遺言執行事務の終了

報告書を作成し、遺言執行事務を終了します。



料金等 55万円～

《相続財産評価額(消極財産控除前)の区分に応じた料率表》 相続財産評価額料率

● 1億円以下の部分	0.990%
● 1億円超 ～3億円以下の部分	0.418%
● 3億円超 ～5億円以下の部分	0.187%
● 5億円超 ～10億円以下の部分	0.121%
● 10億円超の部分	0.066%

※規定の相続財産評価額(消極財産控除前)に区分に応じた料率を乗じて算出される合計額が55万円に満たない場合は55万円となります。

【別途】

税務計算・税務申告等にかかる税理士報酬、
登記にかかる司法書士報酬及び登録免許税等

ご注意

遺言の作成には審査がございます。財産の所在や内容によってお引き受けできない場合もございます。詳しくは当社の専門係員までお問い合わせください。
※価格は消費税を含む総額表示です。

ご連絡先

日本橋高島屋S.C. 本館8階 タカシマヤ ファイナンシャル カウンター / 直通TEL (03)3246-4801
大阪高島屋 7階 タカシマヤ ファイナンシャル カウンター / 直通TEL (06)6631-1604
横浜高島屋 7階 タカシマヤ ファイナンシャル カウンター / 直通TEL (045)313-7257

《業務取次店》高島屋ファイナンシャル・パートナーズ(株)



FINANCIAL PARTNERS

(ほがらか信託(株) 業務取次店)